



政府統計

報道関係者 各位

令和2年12月22日

【照会先】

政策統括官付参事官付世帯統計室

室長 細井 俊明

室長補佐 橋本 千春

専門官 中内 健治

(担当・内線)

所得担当 国民生活基礎統計第二係 (7588)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2974

2019年国民生活基礎調査の結果の訂正について

令和2年7月17日(金)に公表しました標記につきまして、集計に誤りがあったため、次のとおり公表結果を訂正いたします。

1 訂正の内容

本調査における相対的貧困率は、OECD(経済開発協力機構)の定義に基づき算出しており、その算出に用いる基準としては、従来の基準であり今回も時系列比較で使用した「旧基準」と、新たな定義により今回は参考値として計上した「新基準」の2種類があります。今回訂正を行うのは、参考値となる「新基準」に基づき算出したものです。

(1) 概況については、別添のとおりです。

- ・表11 貧困率の年次推移
- ・図13 貧困率の年次推移
- ・統計表第8表 等価可処分所得金額階級別世帯員数の相対度数分布
- ・用語の説明 等価可処分所得の説明部分

(2) 統計表については、以下の表を訂正いたします。

○e-Stat(政府統計の総合窓口)

「令和元年国民生活基礎調査」－「所得・貯蓄」

(表番号213) 貧困率－中央値－貧困線、年次・全世帯－子ども－子どもがいる現役世帯別

(表番号214) 世帯員の相対度数分布－累積度数分布、年次・全世帯－子ども－子どもがいる現役世帯・等価可処分所得金額階級(名目値)別

2 訂正後の結果の公表

(1) 概況については、厚生労働省ホームページに正誤表及び訂正後の概況を掲載します。

(2) 統計表については、e-Stat(政府統計の総合窓口)に正誤表と訂正後の統計表を掲載します。

3 原因及び再発防止策

相対的貧困率の算定に用いるOECD(経済開発協力機構)の所得定義が改定され、2019年国民生活基礎調査の結果(令和2年7月17日公表)では、この所得定義に基づき算出した相対的貧困率を参考として公表いたしました。算出の際に、この定義では控除する必要のない「個人年金等掛金」を控除する誤りがありました。

今後は、作業に係る手順書等の記載を明確化し、担当者間で情報の共有化を図り、再発防止に努めていきます。

【誤（令和2年7月17日公表）】

なお、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金・**個人年金等**を追加）に基づき算出した「相対的貧困率」は**15.8%**、「子どもの貧困率」は14.0%、「子どもがいる現役世帯」の世帯員は**13.2%**、そのうち「大人が一人」の世帯員は**48.2%**、「大人が二人以上」の世帯員は**11.3%**となっている。（表11、図13）

	1985 (昭和60年)	1988 (平成 6)	1991 (平成3年)	1994 (4)	1997 (7)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)	新基準
	(単 位 : %)												
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.8
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる世帯世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.4
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.2
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.3
	(単 位 : 万 円)												
中 央 値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	244	244	244	253	245
貧 困 線 (a / 2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	122

図 13 貧困率の年次推移

年	相対的貧困率 (%)	子どもの貧困率 (%)
昭和40年 (1965)	11.5	10.5
昭和63年 (1988)	13.0	12.5
平成3年 (1991)	13.5	12.0
平成6年 (1994)	13.8	11.5
平成9年 (1997)	63.1	14.5
平成12年 (2000)	15.0	14.0
平成15年 (2003)	15.0	13.5
平成18年 (2006)	15.5	14.0
平成21年 (2009)	16.0	15.0
平成24年 (2012)	16.0	15.5
平成27年 (2015)	15.5	14.5
平成30年 (旧) (2018)	15.4	13.5
平成30年 (新) (2030)	15.4	48.2

注：平成30年（新）の子どもの貧困率は「単身一人」の仮定による。

【正】

なお、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出した「相対的貧困率」は**15.7%**、「子ども」の貧困率は**14.0%**、「子どもがいる現役世帯」の世帯員は**13.1%**、そのうち「大人が一人」の世帯員は**48.3%**、「大人が二人以上」の世帯員は**11.2%**となっている。（表11、図13）

	1985 (昭和60年)	1988 (63)	1991 (平成3年)	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)	新基準
	(単 位 : %)												
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる世帯世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2
	(単 位 : 万 円)												
中 央 値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248
貧 困 線 (a / 2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124

図 13 貧困率の年次推移

年	相対的貧困率 (%)	一人暮らしの貧困率 (%)
1985	11.9	44.0
1988	13.1	50.0
1991	13.3	48.0
1994	13.6	47.0
1997	14.5	63.1
2000	15.3	58.0
2003	14.9	59.0
2006	15.6	54.0
2009	15.9	48.0
2012	16.1	54.0
2015	15.6	50.0
2018	15.4	48.3

注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「年金等の掛金」及び「仕入」額）を差し引いたものである。
4) 賃金率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

2019 年 国民生活基礎調査の概況 p34「統計表 第 8 表」

【誤（令和 2 年 7 月 17 日公表）】

第 8 表 等価可処分所得金額階級別世帯員数の相対度数分布														
(単位：%)														
	全世帯員			子ども			子どもがいる現役世帯							
							大人が一人				大人が二人以上			
	2015 (平成27) 年	2018 (平成30) 年	新基準	2015 (平成27) 年	2018 (平成30) 年	新基準	2015 (平成27) 年	2018 (平成30) 年	新基準	2015 (平成27) 年	2018 (平成30) 年	新基準	2015 (平成27) 年	2018 (平成30) 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
40 万 円 未 満	1.2	1.5	1.9	1.1	1.7	2.2	1.0	1.5	2.0	2.3	4.8	4.9	0.9	1.3
40～ 60	2.7	2.5	2.7	2.7	2.5	2.7	2.6	2.5	2.8	8.4	7.0	7.8	2.3	2.3
60～ 80	3.1	3.0	3.1	2.5	2.7	2.7	2.4	2.6	2.5	13.5	8.2	7.7	1.8	2.3
80～100	3.7	3.3	3.5	3.5	3.1	3.3	3.1	2.7	2.9	12.4	10.2	11.0	2.6	2.3
100～120	4.2	3.7	4.0	3.6	2.7	2.6	3.3	2.4	2.6	13.3	13.0	13.2	2.7	1.8
120～140	4.7	4.4	4.7	3.7	3.9	4.3	3.5	3.4	3.7	7.8	13.4	13.6	3.3	2.9
140～160	5.4	4.7	4.8	4.8	3.9	3.7	4.6	3.4	3.1	9.1	8.5	8.3	4.3	3.1
160～180	5.8	5.4	5.6	6.0	4.4	4.8	5.6	4.0	4.4	9.5	7.2	6.8	5.4	3.9
180～200	6.0	5.9	6.3	6.2	5.7	6.0	6.1	5.2	5.7	5.4	6.9	5.7	6.1	5.1
200～240	11.9	11.9	12.2	12.4	12.7	12.9	12.1	12.0	12.5	4.7	8.1	9.9	12.5	12.2
240～280	10.4	10.1	10.2	13.1	11.5	12.7	13.2	12.3	13.1	4.8	4.8	3.8	13.7	12.6
280～320	9.1	8.7	8.6	11.2	11.8	11.0	11.4	12.2	11.3	2.5	2.9	2.5	12.0	12.7
320～360	7.1	7.8	7.7	8.9	9.7	9.7	9.1	9.7	9.8	1.5	1.8	1.7	9.5	10.1
360～400	5.6	6.4	6.3	6.1	7.1	6.3	6.7	7.6	6.9	1.4	0.6	1.3	7.0	8.0
400～500	9.0	9.9	9.2	7.5	9.3	8.7	8.3	10.4	9.7	1.4	1.6	0.5	8.7	10.8
500～600	4.9	5.3	4.7	4.0	3.8	3.2	4.1	4.2	3.6	0.8	0.3	0.3	4.3	4.5
600～700	2.2	2.7	2.2	1.4	2.0	1.8	1.6	2.2	1.9	0.7	0.3	0.3	1.7	2.4
700～800	1.0	1.0	0.9	0.4	0.6	0.4	0.4	0.7	0.5	-	-	-	0.4	0.8
800～900	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.7	-	-	0.3	0.2
900～1000	0.3	0.4	0.4	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	-	-	-	0.1	0.1
1000 万 円 以 上	0.9	0.9	0.8	0.4	0.7	0.5	0.3	0.6	0.5	-	0.5	0.5	0.3	0.7

- 注：1) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
2) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

【正】

第 8 表 等価可処分所得金額階級別世帯員数の相対度数分布														
(単位：%)														
	全世帯員			子ども			子どもがいる現役世帯							
							大人が一人				大人が二人以上			
	2015 (平成27) 年	2018 (平成30) 年	新基準	2015 (平成27) 年	2018 (平成30) 年	新基準	2015 (平成27) 年	2018 (平成30) 年	新基準	2015 (平成27) 年	2018 (平成30) 年	新基準	2015 (平成27) 年	2018 (平成30) 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
40 万 円 未 満	1.2	1.5	1.8	1.1	1.7	1.9	1.0	1.5	1.7	2.3	4.8	4.8	0.9	1.3
40～ 60	2.7	2.5	2.6	2.7	2.5	2.9	2.6	2.5	3.0	8.4	7.0	7.7	2.3	2.3
60～ 80	3.1	3.0	3.1	2.5	2.7	2.7	2.4	2.6	2.6	13.5	8.2	8.0	1.8	2.3
80～100	3.7	3.3	3.4	3.5	3.1	3.1	3.1	2.7	2.6	12.4	10.2	10.4	2.6	2.3
100～120	4.2	3.7	4.0	3.6	2.7	2.7	3.3	2.4	2.6	13.3	13.0	13.9	2.7	1.8
120～140	4.7	4.4	4.5	3.7	3.9	3.9	3.5	3.4	3.5	7.8	13.4	12.8	3.3	2.9
140～160	5.4	4.7	4.7	4.8	3.9	3.6	4.6	3.4	3.2	9.1	8.5	8.1	4.3	3.1
160～180	5.8	5.4	5.7	6.0	4.4	5.0	5.6	4.0	4.5	9.5	7.2	6.5	5.4	3.9
180～200	6.0	5.9	6.2	6.2	5.7	5.8	6.1	5.2	5.4	5.4	6.9	6.7	6.1	5.1
200～240	11.9	11.9	12.0	12.4	12.7	12.7	12.1	12.0	12.3	4.7	8.1	9.5	12.5	12.2
240～280	10.4	10.1	10.3	13.1	11.5	12.3	13.2	12.3	12.7	4.8	4.8	4.1	13.7	12.6
280～320	9.1	8.7	8.6	11.2	11.8	11.5	11.4	12.2	11.9	2.5	2.9	2.5	12.0	12.7
320～360	7.1	7.8	7.7	8.9	9.7	9.7	9.1	9.7	9.6	1.5	1.8	2.2	9.5	10.1
360～400	5.6	6.4	6.3	6.1	7.1	6.5	6.7	7.6	7.1	1.4	0.6	1.0	7.0	8.0
400～500	9.0	9.9	9.5	7.5	9.3	9.0	8.3	10.4	10.0	1.4	1.6	0.8	8.7	10.8
500～600	4.9	5.3	4.7	4.0	3.8	3.4	4.1	4.2	3.9	0.8	0.3	0.3	4.3	4.5
600～700	2.2	2.7	2.4	1.4	2.0	1.8	1.6	2.2	2.0	0.7	0.3	0.3	1.7	2.4
700～800	1.0	1.0	0.9	0.4	0.6	0.4	0.4	0.7	0.5	-	-	-	0.4	0.8
800～900	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.7	-	-	0.3	0.2
900～1000	0.3	0.4	0.4	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	-	-	-	0.1	0.1
1000 万 円 以 上	0.9	0.9	0.8	0.4	0.7	0.5	0.3	0.6	0.5	-	0.5	0.5	0.3	0.7

- 注：1) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
2) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

【誤（令和2年7月17日公表）】

公的年金以外で世帯員等が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。

ウ その他の所得

上記（１）～（４）、（５）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。

14 「生活意識」とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が５区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。

15 「可処分所得」とは、所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いたものであり、「所得」はいわゆる税込みで、「可処分所得」は手取り収入に相当する。

16 「等価可処分所得」とは、下記により算出した所得である。所得のない子ども等を含め、すべての世帯員に割り当てられる。

旧基準：等価可処分所得 ＝ （総所得 － 拠出金） ÷ √世帯員数

新基準：等価可処分所得 ＝ （総所得 － 拠出金 － 掛金 － その他） ÷ √世帯員数

		旧 基 準	新 基 準
【所得】			
総所得	当初所得	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得
	社会保障給付	公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金	公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金
【支出】			
拠出金等	拠出金	税金	所得税 住民税 固定資産税 固定資産税
		社会保険料	医療保険料 年金保険料 介護保険料 雇用保険料
	掛金		企業年金・個人年金等掛金
	その他		仕送り

【正】

公的年金以外で世帯員等が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。

ウ その他の所得

上記（１）～（４）、（５）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。

14 「生活意識」とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が５区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。

15 「可処分所得」とは、所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いたものであり、「所得」はいわゆる税込みで、「可処分所得」は手取り収入に相当する。

16 「等価可処分所得」とは、下記により算出した所得である。所得のない子ども等を含め、すべての世帯員に割り当てられる。

旧基準：等価可処分所得 ＝ （総所得 － 拠出金） ÷ √世帯員数

新基準：等価可処分所得 ＝ （総所得 － 拠出金 － 掛金 － その他） ÷ √世帯員数

		旧 基 準	新 基 準
【所得】			
総所得	当初所得	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得
	社会保障給付	公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金	公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金
【支出】			
拠出金等	拠出金	税金	所得税 住民税 固定資産税
		社会保険料	医療保険料 年金保険料 介護保険料 雇用保険料
	掛金	企業年金掛金	
	その他	仕送り	